池田　昌二　伊藤　節夫
添田　實　高橋　本吉
中村　正司　廣井　太陽
吉岡　敏雄

従六位に叙する（各通）
青木　一郎　岡村　秀男
熊澤　孝夫　小林　久雄
柳谷　繁夫

正七位に叙する（各通）（以上四月二十七日）
藤本　芳男

従三位に叙する
須田　直之

正五位に叙する
中林　増美

従五位に叙する（各通）
上原　幸一

正八位
高橋　章一　帖地　國男
長野　幸雄　仁木　明

正六位に叙する（各通）
石崎　政幸

（検察事務官）
上原　博司　佐野　操
長友　善彌　野田　重利

正八位
（警視庁警視）
松本喜一郎　吉口　敏雄

従六位に叙する（各通）
北村　敏夫　貞元　弘範
竹内　昭　戸田　惣一
森　令介

正七位に叙する（各通）（以上四月二十八日）
（千葉県警部補）
井堀　武夫

（静岡県警部補）
佐藤　勝也
海野　知
田口　茂

従六位に叙する（各通）
氏原多位治

正七位に叙する（以上四月二十九日）
小林　公平

従三位に叙する（五月一日）
朝日奈宗太

従六位に叙する（五月二日）
従五位
正三位に叙する（五月十四日）
鈴木　俊一
勝部　秀幸
冨田　昌治
村上　岩雄

従六位に叙する（各通）
我那覇　曈
畠　正男
藤本　芳男
須田　直之
吉村　松夫
梅村　哲夫
川崎　博
中西　章二
一場　銀治
伊藤　雄一
瀧嶋龍之助
洞口　一郎
益田　和雄
横道　作治
佐藤　徳司
村松誠一郎

○叙勲

度島　剛一

旭日双光章を授ける
宮内　斌　宮下　卓夫　向山　四郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十六日）
添田　實
西澤今朝人

（千曲市議会議員）
旭日双光章を授ける（各通）
久田　安二

旭日単光章を授ける（以上四月二十七日）
野村　秀男

旭日単光章を授ける（四月二十八日）
伊藤　豊子　笠原　幸雄　楠目　正雄
酒井原彰吉　佐藤　亘弘　田中　耕造
藤谷　忠　堀口　豊　森　長弘
山本　功

瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　秀彦　長谷三　貢　藤井　明

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十六日）
一瀬　諭　岩本　温親

瑞宝小綬章を授ける（各通）
浦　宏　折口喜美夫
我那覇　曈　小林　辰夫
鈴木　久夫　冨田　昌治
松本　久男　和田　豊作

瑞宝双光章を授ける（各通）
内田　昭和　勝部　秀幸　中村　正司
廣井　太陽　松永　正範　吉岡　敏雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十七日）
須田　直之

瑞宝小綬章を授ける
石崎　政幸　一場　銀治　上原　幸一
大谷　治久　上原　博司　佐藤　徳司
佐野　操　中西　章二
（警視庁警視）
益田　和雄
松本喜一郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
上田　雄三　大峯　龍治　小泉　勝好
河内　清忠　野田　重利　村松誠一郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十八日）
（千葉県警部補）
井堀　武夫

（静岡県警部補）
海野　知

瑞宝単光章を授ける（各通）（四月二十九日）
古賀　正義

瑞宝双光章を授ける（五月一日）
鈴木　俊一

銀杯一組を授ける（五月十四日）

官庁報告

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

平成22年６月１日

農林水産大臣　赤松　広隆

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料

品種	名称	申請者
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ162系統	シンジェンタシード株式会社
大豆	高オレイン酸含有ダイズ（ＤＰ－305423－１）	デュポン株式会社
わた	除草剤グリホサート耐性ワタＧＨＢ614系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき平成10年４月21日に制定した事業の区分「ポンペ型熱量計を製造する事業」及び「ユンケルス式流水型熱量計を製造する事業」に係る品質管理の方法の細目は、平成22年５月31日限り廃止したので公示する。

平成22年６月１日

経済産業大臣　直嶋　正行

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成22年６月３日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年６月１日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表

北海道
札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設

宮城県
仙台社会保険病院、東北厚生年金病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設

秋田県
秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設

福島県
社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設

栃木県
宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設

群馬県
社会保険群馬中央総合病院及び群馬社会保険介護老人保健施設

埼玉県
社会保険大宮総合病院、埼玉社会保険病院及び埼玉社会保険介護老人保健施設

千葉県
千葉社会保険病院及び千葉社会保険介護老人保健施設